

## **〔事案 25-53〕 転換契約無効請求**

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分を理由に、転換後契約の取消し、転換前契約に戻すことを求めて、申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 23 年 12 月、利率変動型積立終身保険の見直しを勧められ、終身入院保険に契約転換した（当時 74 歳）。その際、募集人より、転換前契約の死亡保障、医療保障等が 80 歳まで更新可能で以後は継続できないのに対し、転換後契約は、保険料が 1 年間だけ（現在の 1 万円から）3 万円になることで、保障が 90 歳になると説明されて契約したが、事実と反しており（主張①）、転換前契約の更新（減額更新等）など契約転換以外の見直しの選択肢の提示がなく不適切な勧誘であった（主張②）ので、転換後契約を取り消し、転換前契約に戻してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約への見直しに際し、契約転換も含めて 3 種類の選択肢を提示し、転換前後の保障内容を比較した資料等をもとに契約内容の説明を適切に行っている。
- (2) 募集人の説明状況から、申立人は転換手続、転換後契約の内容、保険料を理解していたと考えられる。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、不実告知による取消し（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）、または、錯誤による無効（民法 95 条）を求めるものと判断する。

#### 2. 主張①について

申立人は、設計書による説明が殆どなされていないと述べているが、本件において通常と異なった説明方法がとられたと認められる証拠は見当たらず、設計書を使用した勧誘がなされたことと推認できる。契約時に設計書を使用する場合、通常、その内容に沿った説明が行われ、募集人が、設計書に反し虚偽であることが明白に判明するような説明を行ったと考えることも困難で、設計書には、転換後契約の保険料について明記されているので、募集人が申立人の主張するような説明をしたと判断することはできず、不実告知による取消しは認められない。また、事情聴取によると、申立人には保険料について錯誤があったと認められ、要素の錯誤にあたるといえるが、設計書等の記載をみると容易に理解できるものであり、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、錯誤による無効は認められない。

#### 3. 主張②について

募集人は、契約転換に先立ち、同額更新や減額更新の選択肢を提示したと述べており、契約転換以外の選択肢が提示されたのか真偽は不明であるが、仮に、契約転換以外の選択肢が

提示されていなかったとしても、そのことによって本契約転換が無効となるわけではなく、申立人の意向を踏まえると、転換後契約の内容が不合理とまでは認められないので、転換前契約に戻すことは認められない。